令和５年度の国有林野事業の主要取組事項について

公益重視の管理経営の一層の推進や森林・林業再生への貢献等に取り組むこととしている「国有林野の管理経営に関する基本計画」と、令和3年度に閣議決定された森林・林業基本計画を踏まえ、森林・林業・木材産業による「グリーン成長」に向けた取組を国有林野において実践するとともに、森林施業の低コスト化や鳥獣被害等の防止、林産物の安定供給等に積極的に取り組みます。

■ 国有林野の管理経営に関する基本計画
（H30.12策定）

民有林施策と一体的な推進を図りつつ、次のような取組を一層計画的に実施

- ○ 公益重視の管理経営の一層の推進
- ○ 森林・林業再生に向けた貢献
- ○ 地域振興への寄与
- ○ 公衆の保健のための活用の推進
- ○ 「国民の森林（もり）」としての管理経営
- ○ 東日本大震災からの復旧・復興への貢献　　等

令和５年度 国有林野事業 主要取組事項

1 公益重視の管理経営の一層の推進

① 計画的な森林整備の推進
② 治山対策の推進
③ 生物多様性の保全

2 森林・林業再生に向けた貢献

① 林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及
② 林業事業体の育成
③ 民有林と連携した森林整備や民有林との協調出荷等の推進
④ 森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士等による技術支援
⑤ 林産物の安定供給

3 「国民の森林（もり）」としての管理経営

① 観光資源の創出
② 東日本大震災からの復興・創生への貢献

森林・林業基本計画の対応方向と国有林野における取組

基本計画の対応方向

森林・林業・木材産業による
「グリーン成長」

①森林資源の適正な管理・利用

- 間伐・再造林による森林吸収量の確保強化
- 適正な伐採と再造林の確保
- 針広混交林等の森林づくり
- 森林整備・治山対策による国土強靱化

②「新しい林業」に向けた取組の展開

- ｲﾉﾍﾞｰｼｮﾝで、伐採→再造林保育の収支をﾌﾟﾗｽ転換
- 林業従事者の所得と労働安全の向上
- 長期・持続的な林業経営体の育成

③木材産業の国際＋地場競争力の強化

④都市等における「第２の森林」づくり

⑤新たな山村価値の創造

- 森林サービス産業の推進、関係人口の拡大　等

【分野横断】
デジタル化の推進　等

国有林野における取組

「グリーン成長」に向けた取組を国有林野において実践するとともに、
民有林への技術普及等を通じた森林・林業政策全体の推進に貢献

- 計画的な間伐・再造林等の実施、ｴﾘｰﾄﾂﾘｰ等の先駆的な植栽
- 「主伐時における伐採・搬出指針」の適用等林地保全に配慮した施業
- 複層林等多様な森林づくり
- 生物多様性の保全に配慮した森林施業
- 流域治水と連携した治山対策の実施
- ﾘﾓｰﾄｾﾝｼﾝｸﾞ技術を活用した災害対応

多様な森林づくり

治山対策の推進

- 「新しい林業」に向けた生産性向上、低ｺｽﾄ再造林、効率的な鳥獣被害対策等の実証・普及
- 複数年契約等の安定的な事業発注、樹木採取権制度の適切な運用を通じた林業経営体の育成
- 森林経営管理制度に取り組む市町村等へのﾌｫﾚｽﾀｰ等による支援

ﾄﾞﾛｰﾝでの苗木運搬

下刈りの機械化

- 非住宅分野への活用や製品輸出を含め、新規需要開拓に向けた原木の安定供給
- 需給急変時の供給調整

非住宅分野への原木供給

- 「お薦め国有林」等における地域のﾆｰｽﾞを踏まえた多言語看板やwi-fi等の利用施設の整備
- 国立公園と連携した取組の推進

森林内でのヨガ

- 航空ﾚｰｻﾞ等による高度な資源情報、UAV（ﾄﾞﾛｰﾝ）等を活用した業務の高度化、効率化
- 都道府県の導入する森林ｸﾗｳﾄﾞ等と連携した資源情報の共有

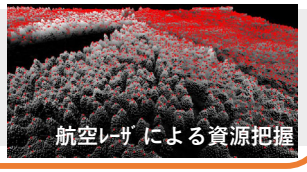
航空ﾚｰｻﾞによる資源把握

1　公益重視の管理経営の一層の推進

「国民共通の財産」である国有林野は、国土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等公益的機能の維持増進を旨として、森林整備事業や治山事業の計画的な実施、保護林制度による原生的な森林生態系の保全・管理などを通じて、公益重視の管理経営を一層推進しています。

①　計画的な森林整備の推進

多様な森林への誘導を推進

公益的機能が高度に発揮されるよう長伐期化、複層林化、伐区の小面積・モザイク的配置、針広混交林化等自然条件等に応じた施業を伐採後の適切な更新を図りながら実施します。

【令和５年度予定】
新植面積　　９千ha
（対前年度比　102%）
※繰越を含む。

帯状伐採による複層林への誘導
（近畿中国森林管理局広島北部森林管理署）

地球温暖化対策への取組

我が国の温室効果ガス削減目標の達成に向け、森林吸収量を確保するために、国有林でも間伐・再造林等の森林吸収源対策を積極的に推進します。

【令和５年度予定】
間伐面積　10万ha
（対前年度比　100%）
※繰越を含む。

列状間伐実施後の施業地
（北海道森林管理局十勝東部森林管理署）

路網整備の推進

森林整備等の効率的な実施に必要な林道（林業専用道を含む。）の開設及び改良、森林作業道の整備等を実施します。改良にあたっては災害に強い工法等により、路網の強靭化・長寿命化に取り組みます。

【令和５年度予定】
林道・林業専用道開設延長
81km（対前年度比　72%）
※繰越を含む。

災害に強い路網の整備
（九州森林管理局宮崎森林管理署）

【森林整備事業費　令和５年度当初予算額　667億円（668億円）】（　）は前年度。
※令和４年度補正予算額　212億円（224億円）

（注）令和４年度補正予算額（212億円）には、防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策分83億円を含む。

② 治山対策の推進

国有林内の治山対策の推進

国民の安全・安心を確保するため、自然環境保全への配慮やコストの縮減、積極的な木材利用を図りながら、被災した荒廃山地の復旧整備、集中豪雨や台風等による災害からの復旧、海岸防災林の整備、機能の低下した森林の整備等に取り組みます。

熊本県葦北郡芦北町に整備した治山施設
（九州森林管理局治山課）

高知県安芸郡馬路村に整備した治山施設
（四国森林管理局安芸森林管理署）

民有林内の治山対策への貢献

大規模で高度な技術が必要な箇所等において、都道府県からの要請を踏まえ、「民有林直轄治山事業」等を実施します。また、民有林での大規模災害時に技術者を迅速に派遣する取組を実施します。

小山地区（静岡県）における対策状況
（関東森林管理局 静岡森林管理署）

令和4年台風第14号に係る被災地（宮崎県五ヶ瀬町）への技術者の派遣（令和4年10月：九州森林管理局）

○ 防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策の推進

近年の気候変動の影響による気象災害は激甚化・頻発化していることから、特に緊急度の高いエリアや氾濫した河川上流域等において、流木や土石流、山腹崩壊の抑制対策等のため、森林の防災・保水機能を発揮させる治山施設を整備・強化する治山事業の取組を加速化します。

渓流の荒廃状況を踏まえた治山施設の整備
（近畿中国森林管理局 滋賀森林管理署）

○ 大雨等に係る国有林の対応

豪雨等により大規模な山地災害の可能性がある場合には、（国研）宇宙航空研究開発機構（JAXA）と連携し、衛星画像を活用して土砂移動の可能性を確認し、関係県等に情報提供を実施します。

また、山地災害調査アプリを活用して被災県等と合同でのヘリコプター調査や、被災県等の要請に応じて専門家を交え緊急調査を実施します。

令和４年８月豪雨の山地災害発生地（新潟県村上市）におけるヘリコプター調査及び専門家の派遣
（関東森林管理局）

【治山事業費　令和５年度当初予算額　337億円（337億円）】（　）は前年度。

※令和４年度補正予算額　132億円（157億円）

（注）令和４年度補正予算額は、防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策分。

③　生物多様性の保全

保護林の保護・管理

森林における生物多様性の保全を図るため、森林生態系や個体群の持続性に着目した効果的な保護林を設定しています。保護林では、モニタリング調査等により、状況変化の把握から必要な保護・管理方針等の見直しを図る「順応的管理」によって保護・管理を推進します。

区分	内　　容	面積（万ha）	箇所数
森林生態系保護地域	我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を保護・管理	70.3	31
生物群集保護林	地域固有の生物群集を有する森林を保護・管理	23.8	97
希少個体群保護林	希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を保護・管理	4.0	533
計		98.1	661

※令和４年３月末現在の数値です。

シカ被害対策の取組

シカによる森林被害（造林木や下層植生の食害等）の深刻化・広域化を防止するため、地域と連携した捕獲・防除等の対策を推進します。

また、被害が深刻な地域において、広域かつ計画的な捕獲等を実施するほか、ジビエ活用により地域資源の有効利用を推進します。

林野庁職員が開発した「小林式誘引捕獲」（※）（新しいシカ捕獲方法）の関係機関等への技術普及
（近畿中国森林管理局鳥取森林管理署（上写真）、関東森林管理局群馬森林管理署（下写真））
※開発者の小林正典氏は、令和４年度人事院総裁賞を受賞しました。

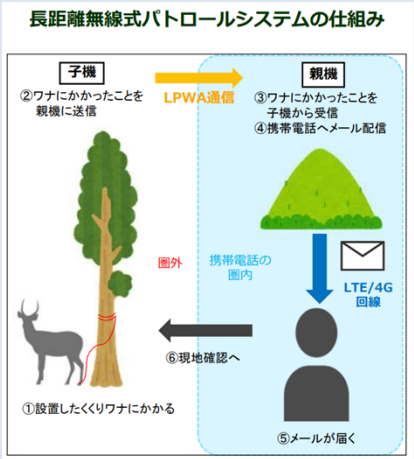

わなの見回り作業の軽減に資するため、ICTを活用した長距離無線式パトロールシステムを活用
（九州森林管理局大分西部森林管理署ほか）

○　30by30目標に対する国有林の貢献

2022年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議において、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、2030年までに陸と海の30%以上の区域を保全することが目標の１つに掲げられました（30by30目標）。我が国では30by30目標の達成のための施策として、保護地域の拡張や、保護地域以外で生物多様性に資する地域（OECM）の設定・管理等に取り組むこととしています。

国有林野においては、原生的な天然林や希少な野生生物の生育・生息に必要な森林等として設定している保護林と、それらを森林生態系ネットワークとしてつなぐ緑の回廊が保護地域となっており（令和４年４月現在、陸域の約４％に相当）、これらの保護林等の適切な保護・管理を行うとともに、環境省が行う国立・国定公園（保護地域）の新規指定・拡張に係る調整にも適切に対応していきます。

また、国有林野において生物多様性の保全に資する活動を行っている地域関係者等との協定締結による取組等もOECMの設定・管理に向けて進めていきます。

令和５年３月に設定した狩場山・大平山周辺森林生態系保護地域
（北海道島牧村小田西川国有林）

朝日山地森林生態系保護地域における外来植物オオハンゴンソウの駆除作業
（山形県朝日町朝日岳国有林）

２　森林・林業再生に向けた貢献

我が国の森林・林業の再生に向けて、国有林の組織、技術力、資源を活用し、立地や林分の状況などに応じた低コストで効率的な作業システムの提案や先駆的な実行、民有林と連携した施業の実施、森林・林業技術者や林業事業体の育成、林産物の安定供給等を通じた民有林に対する支援等に積極的に取り組みます。

①　林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及

森林施業の効率化の取組

作業負担の軽減に資する技術や効率的な作業システムの導入実証・定着を進めつつ、現地検討会等を通じた民有林への普及・定着に取り組みます。

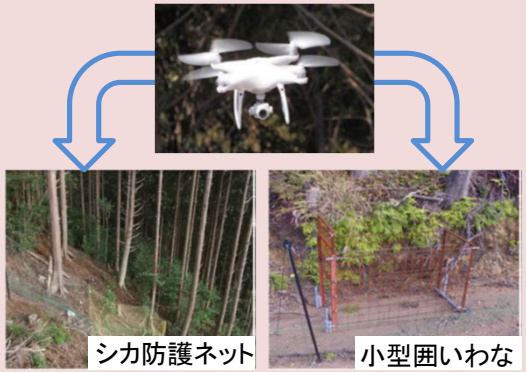

ドローンによるシカのわなや防護ネットの見回り
（四国森林管理局）

地上型３Dレーザを活用した
森林資源量調査の現地検討会
（近畿中国森林管理局）

保育作業を機械化することによる省力化の検証
（北海道森林管理局）

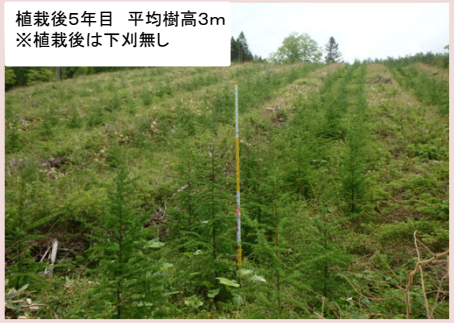

成長のよい特定苗木の活用による
下刈回数の減
（北海道森林管理局）

②　林業事業体の育成

事業の安定発注等による事業体の育成

総合評価落札方式の適切な運用等により、林業事業体の創意と工夫を反映しつつ安定的な発注を実施し、事業体の生産性向上と従業員の賃金引上げを促進する取組を全国的に展開します。

さらに、雇用期間の確保や施工時期の平準化を図るため、造林・素材生産事業における早期発注や複数年契約の活用を推進します。

樹木採取権制度

令和４年度までに、区域面積200～300ha程度（皆伐相当）、権利存続期間10年程度の規模の樹木採取区について、全国８か所で樹木採取権を設定し、各地で樹木採取権者による伐採等の事業がスタートしたところです。

令和５年度は、令和４年12月に公表した「今後の樹木採取権設定に関する方針」に基づき、マーケットサウンディングを通じて木材需要の増加が見込まれる地域で、樹木採取区の指定を検討することとしています。

（令和５年４月現在、全国の７森林計画区でマーケットサウンディングを実施中。）

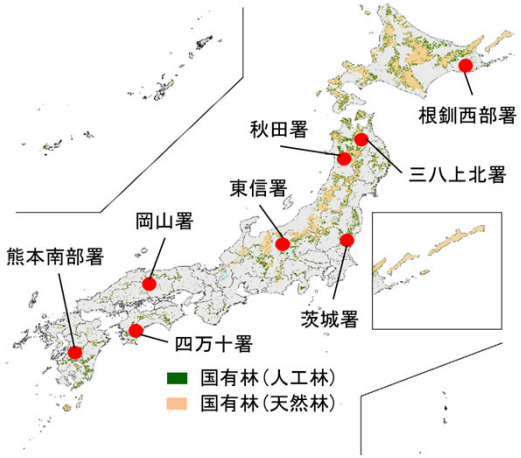

■　樹木採取権の設定状況（全国８か所）

■　樹木の伐採（上）、伐採跡地の再造林の様子（下）
（近畿中国森林管理局岡山森林管理署　新見樹木採取区）

③　民有林と連携した森林整備や民有林との協調出荷等の推進

森林共同施業団地の設定等の推進

国有林野と民有林野が連携することで施業の効率化や森林経営管理制度の導入に資する地域においては、間伐等の森林施業を連携して行うことなどを目的とした「森林共同施業団地」の設定を推進しており、令和３年度末現在、全国で169箇所に団地が設定され、民有林と国有林を連結した路網の整備や、中間土場の共同利用による事業の効率化や民有林材・国有林材の協調出荷等を進めています。

【森林共同施業団地の例】（北海道森林管理局　石狩森林管理署･積丹町）

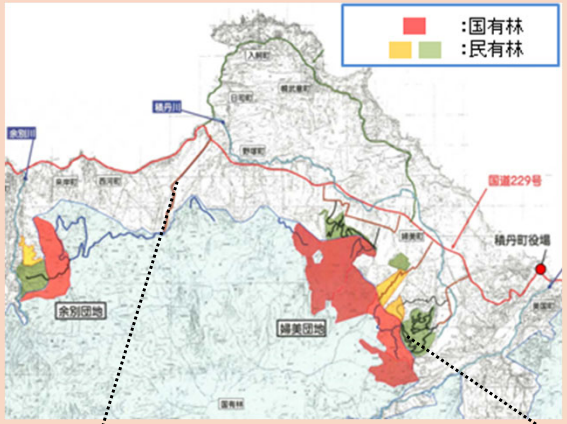

民有林と国有林が路網整備の計画段階から連携し、一体的、効率的な路網整備を行うことで、事業のコストダウンが見込まれます。

国有林と民有林を連結した林業専用道

民有林と国有林が木材の出材時期や出材量等を調整し、協調出荷を行うことで有利な販売が期待できます。

共同土場と集積された丸太

④　森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士等による技術支援等

森林・林業技術者の育成等

地域の森林・林業行政を担う市町村への技術的支援のため、森林総合監理士等の系統的な育成に取り組み、国有林のフィールドを提供した研修や、研修の際の講師派遣等を実施します。

また、国有林と都道府県の森林総合監理士等が連携して、地域の森林・林業行政を担う市町村に対し、林務担当者向けセミナーの開催や、市町村森林整備計画の作成や森林経営管理制度の円滑な運用のための支援等を実施します。

フォレスター等活動推進会議
（九州森林管理局）

シカ捕獲対策についての現地検討会
（近畿中国森林管理局）

市町村支援のためのリーフレット作成
（四国森林管理局）

⑤　林産物の安定供給

林産物の安定供給

適切な施業の結果得られる素材（丸太）や立木の持続的・計画的な供給を通じて、地域の林業・木材産業の活性化を図るとともに、国産材の安定供給体制の構築、新たな需要の拡大等に取り組み、林業の成長産業化の実現に貢献します。

国有林材の供給に当たっては、国産材の需要の拡大、加工・流通の合理化等に取り組む集成材・合板工場や製材工場等と協定を締結し、国有林材を安定的に供給する「システム販売」に取り組むとともに、民有林所有者等との連携による協調出荷も推進します。

システム販売による供給
（北海道森林管理局根釧西部森林管理署）

■国有林材の販売予定量

【販売予定量】　（単位：万㎥）

		令和４年度	令和５年度
素材販売量		307	325
	うちシステム販売	197	208
立木販売量		390	401
	うちシステム販売	1	1

（注）１　立木販売量は立木材積で、素材販売については丸太材積で示している。
　　２　立木販売量には、分収造林の民収分及び分収育林を除く。

なお、木材不足・価格高騰（いわゆるウッドショック）により輸入木材のリスクが顕在化したことを踏まえ、国産材の安定供給体制を構築し、海外情勢の影響を受けにくい木材需給構造を構築することが重要です。

このため、国有林野事業においても、計画的・安定的な国有林材の供給に努め、国産材のサプライチェーン強化に貢献するとともに、今後需要が急激に変動した場合には、国有林材供給調整検討委員会の有識者等の意見や、地域の原木需給の動向を踏まえ、必要に応じて国有林材の供給調整に取り組みます。

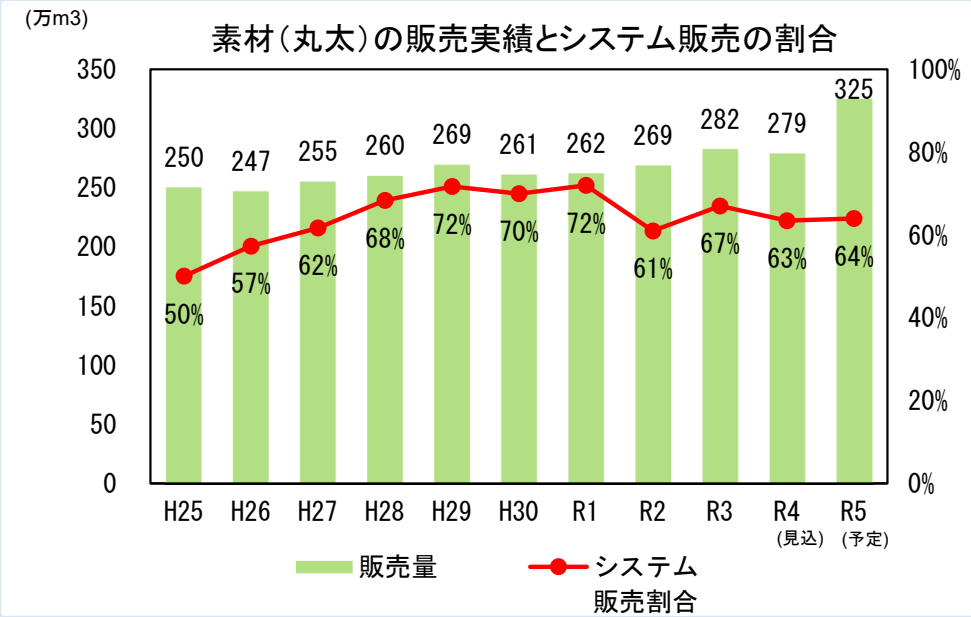

国有林野事業における立木販売結果の公表について

New!

○ 立木価格は、立地条件や林分内容等に大きく左右されるうえ、丸太と異なり公式の取引情報も無いため、適正な相場観が捉えにくい
○ 民有林における適切な立木取引に資する取組として、国有林野事業における立木販売結果の公表を実施
○ 本年4月以降の入札結果の公表（4月分を5月中に公表）からスタート

これまで（各局の取組）

・公告時に物件情報（物件明細、位置図等）を掲載
・入札後、入札金額等の入札結果を公表
・各局の対応にバラツキ

⇒立木の販売価格と物件情報の比較ができない
民有林における取引の参考にするには情報が不足

新たな取組

国有林野事業における立木販売結果を全局統一的に公表

公表内容

入札結果と合わせて、物件情報（樹材種、胸高直径、本数，材積、品質、位置情報等）を一体的に公表

公表対象

被害木の処分を目的とする場合等を除く、主伐箇所の立木販売

⇒立木の販売価格と物件情報を照らし合わせて、民有林の参考となる情報を得ることが可能

公表イメージ

林野庁ホームページ

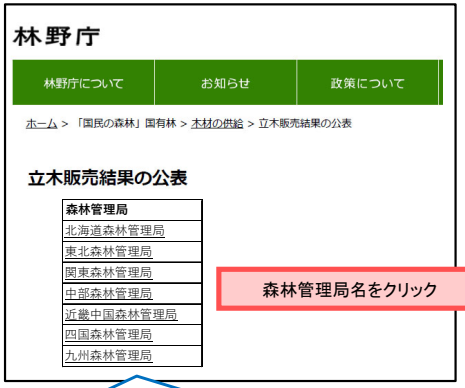

森林管理局名をクリック

森林管理局ホームページ

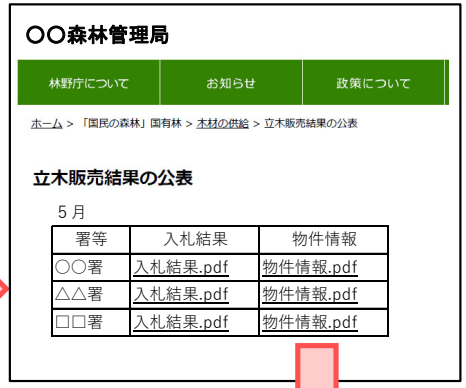

全局の情報が確認可能

物件情報等をクリック

入札結果（落札金額、落札者等）と合わせて、以下の物件情報を公表

	樹種	スギ					樹種	ヒノキ		
区分	径級	樹高	本数	材積		区分	径級	樹高	本数	材積
一般用材	48	24	1	1.84		一般用材	18	18	1	0.23
	48	27	1	2.07			26	22	1	0.58
	50	25	4	8.28			26	23	1	0.61
	50	26	3	6.45			26	24	1	0.64
	50	27	2	4.46			28	22	1	0.66
	52	25	2	4.44			30	20	1	0.67
	54	27	3	7.68			30	22	1	0.75
	54	28	1	2.65			32	19	1	0.72
	56	25	1	2.53			32	20	1	0.77
	56	27	1	2.73			32	22	1	0.88
	58	27	2	5.82			32	23	1	0.93
	58	28	1	3.02			32	24	2	1.98
	60	27	3	9.27			34	20	3	2.55
	60	28	1	3.21			34	23	2	2.06
	62	26	1	3.16			34	24	2	2.18
	62	27	1	3.28			36	20	1	0.94
	64	27	1	3.47			36	22	1	1.07
	68	27	1	3.87			36	24	4	4.80
	72	29	1	4.60			38	22	1	1.17
							38	24	2	2.62

物件明細

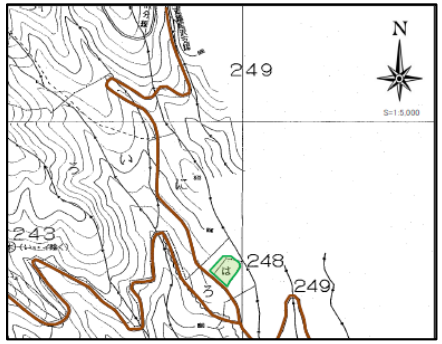

位置図

⇒類似の林分の販売結果を参考にして取引を行うことが可能
（再造林に繋がる適切な立木価格での取引に寄与）

3　「国民の森林（もり）」としての管理経営、地域振興への寄与等

①　観光資源の創出

林野庁では、森林浴や自然観察等に適した国有林を「レクリエーションの森」として国民に提供しており、特に景観等が優れ観光利用の増加が期待される９３箇所については「日本美しの森　お薦め国有林」として、重点的に情報発信、環境整備に取り組み、農山村地域の活性化にも貢献しています。

また、国立公園の約６割が国有林となっていることを踏まえ、優れた自然の保護と利用の両立を目指し、環境省との連携の強化を図り、保全、利用、管理の幅広い分野で取組を推進することとしています。

「レクリエーションの森」の観光資源としての活用を進めるため、多言語による情報発信・環境整備に加え、既存施設等のレベルアップを図る

情報発信

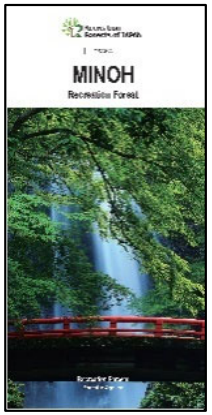

インバウンド向けの英語版リーフレット、ホームページ

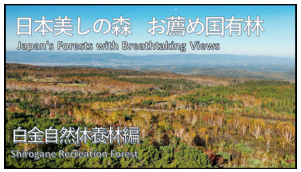

空撮映像による魅力的な紹介動画（HPのほかSNS等で発信）

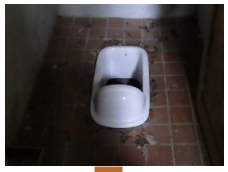

トイレの洋式化

環境整備

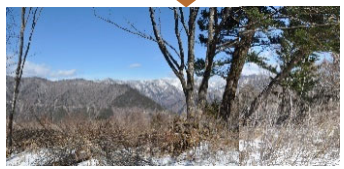

眺望確保のための伐採

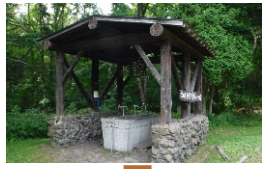

施設の修繕

国立公園×国有林の連携

知床、日光、屋久島など16の地域において、環境省との連携を強化しながら、傑出した大自然の厳格な保護と利用の両立に取り組みます。

＜連携する取組＞

- 保全
  野生鳥獣被害対策や希少種保護対策の共同実施、優良事例の共有
- 利用
  案内看板・標識の共同設置、見どころなどの共同プロモーション
- 管理
  巡視情報等の共有や利用者への発信、両省庁職員の合同研修

知床

屋久島

「レクリエーションの森」ロゴマーク

Recreation Forests of JAPAN

②　東日本大震災からの復興・創生への貢献

海岸防災林の再生

東日本大震災で津波被害を受けた海岸防災林の再生に向けて、地域住民の参加、企業やNPO等との協定による協力も得ながらクロマツの植栽等を各地で進めてきました。

潮害、飛砂及び風害の防備等の災害防止機能を発揮させるため、引き続き地域住民、NPO、企業等の参加や協力を得つつ、植栽後の下刈り、除伐、間伐等の保育事業を継続的に実施します。

【植栽した海岸防災林の生育状況】

保育のための下草刈り等の実施（左）と列状間伐による本数調整（右）
（東北森林管理局　仙台森林管理署）

【協定団体等との連携による活動状況】

協定団体による連携した植栽（左）と下草刈り（右）
（東北森林管理局　仙台森林管理署）

森林・林業の再生に向けた総合的な取組

旧避難指示区域における林業再生に向けた施業実施方法等の検証・実証を引き続き進めるとともに、平成28年３月に農林水産省、環境省、復興庁で取りまとめた「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、「里山再生モデル事業」を実施しました。令和２年度からはそれらの成果を踏まえ、「里山再生事業」を開始しています。

○ 里山再生事業

・避難指示区域及び汚染状況重点調査地域（解除済み含む）のある福島県内の市町村において、里山の様態に合わせて住民が安心して利用できるような環境づくりを推進するもので、国有林においては森林整備を実施。

・令和４年度は野手上山地区（飯舘村）において森林整備（除伐等）を実施。
・令和５年度も自治体の意向等を踏まえ、森林整備等を実施していくこととしています。

○ 森林整備の本格的な再開

・平成29年度に福島県相双地域（※）の避難指示解除区域の国有林において、森林整備を一部再開

・令和５年度も、保育間伐や除伐、林道の開設等、引き続き適切な森林整備を推進

※福島県相双地域：相馬市、南相馬市、相馬郡、双葉郡の２市７町３村

森林整備（林道開設）の実施
（関東森林管理局　磐城森林管理署）

相続土地国庫帰属制度について

New!

令和5年4月27日から始まる相続土地国庫帰属制度において、森林管理局では、申請があった土地のうち森林について、法務局による要件審査（実地調査）に協力するとともに、帰属後は国有林として管理を行います。

※法務省ホームページより抜粋

所有者不明土地の発生を予防する方策

相続土地国庫帰属法

R5.4.27施行

相続等により取得した土地所有権を国庫に帰属させる制度の創設

背景
① 土地利用ニーズの低下等により、土地を相続したものの、土地を手放したいと考える者が増加
② 相続を契機として、土地を望まず取得した所有者の負担感が増しており、管理の不全化を招いている。

国庫帰属制度（法務省HP）

○ 相続又は遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）により取得した土地を手放して、国庫に帰属させることを可能とする制度を創設する。⇒ 将来的に土地が所有者不明化し、管理不全化することを予防することが可能になる。

○ 管理コストの国への転嫁や土地の管理をおろそかにするモラルハザードが発生するおそれを考慮して、**一定の要件を設定**し、法務大臣が要件について審査を実施。

(1) 土地の要件　法令で定められた**通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する土地**は不可

ア 建物や通常の管理又は処分を阻害する工作物等がある土地、 イ 土壌汚染や埋設物がある土地、 ウ 危険な崖がある土地
エ 権利関係に争いがある土地、 オ 担保権等が設定されている土地、 カ 通路など他人によって使用される土地 など

(2) 負 担 金 等　土地の性質に応じた標準的な管理費用を考慮して算出した10年分の土地管理費相当額の**負担金**の納付が必要　※その他申請時に、審査に要する実費等を考慮して政令で定める審査手数料の納付も必要。

右記以外の土地	一部の市街地（注１）の**宅地**	一部の市街地（注１）、農用地区域等の **田、畑**	**森林**
面積にかかわらず、20万円	面積に応じ算定（注２） （例）100㎡：約55万円 200㎡：約80万円	面積に応じ算定（注２） （例） 500㎡： 約72万円 1,000㎡：約110万円	面積に応じ算定（注２） （例）1,500㎡：約27万円 3,000㎡：約30万円

注１：都市計画法の市街化区域又は用途地域が指定されている地域。 注２：面積の単純比例ではなく、面積が大きくなるにつれて１㎡当たりの負担金額は低くなる。

手続イメージ

❶ **承認申請**

【申請権者】
相続又は遺贈（相続人に対する遺贈に限る）により土地を取得した者

❷ 法務大臣（法務局）による **要件審査・承認**

- 実地調査権限あり
- 国有財産の管理担当部局等に調査への協力を求めることができる
- 地方公共団体等に対して、情報提供を求めることができる
- 国や地方公共団体に対して、承認申請があった旨を情報提供し、土地の寄附受けや地域での有効活用の機会を確保

❸ 申請者が10年分の土地管理費相当額の**負担金を納付**

❹ **国　庫　帰　属**

帰属後は、管理庁（財務省・農林水産省）が国有財産として管理